

○高浜市精神障害者医療費支給条例

平成19年12月28日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害者医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(令2条例31・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第5条に規定する精神障害者と診断された者をいう。

(令2条例31・全改)

(受給資格者)

第3条 この条例により精神障害者医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する精神障害者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。

(居住地特例)

第4条 国民健康保険法第116条の2第1項に規定する病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）に入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる精神障害者については、前条の規定にかかわらず、受給資格者とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる精神障害者については、前条の規定にかかわらず、受給資格者としな

(令2条例31・一部改正)

(適用除外)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確

保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）別表に定める程度の障害の状態にある６５歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号又は第５５条の２第１項第２号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）

（２）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者

（３）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付を受けている者

（４）高浜市子ども医療費支給条例（昭和４８年高浜市条例第１３号）、高浜市障害者医療費支給条例（昭和４８年高浜市条例第３２号）及び高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和５３年高浜市条例第３２号）により医療費の支給を受けることができる者

（５）法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

（平２０条例２３・平２６条例２１・平３０条例５・令２条例３１・一部改正）

（支給の範囲）

第６条 市長は、障害等級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）１級又は２級の精神障害者保健福祉手帳（精神保健福祉法第４５条第１項の精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）の交付を受け、かつ、精神通院医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第３項の自立支援医療受給者証をいう。以下同じ。）の交付を受けている精神障害者の疾病又は負傷に係る医療に要する費用について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（以下「保険給付」という。）が行われた場合において、保険給付の額（保険給付に加え、法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関

する給付（以下「公費負担」という。）が行われた場合には、保険給付と公費負担の合計額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、当該満たない額を精神障害者医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

2 市長は、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付を受けている精神障害者（前項に該当する者を除く。）の精神通院医療に要する費用について、保険給付が行われた場合において、保険給付の額（保険給付に加え、公費負担が行われた場合には、保険給付と公費負担の合計額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、当該満たない額を医療費として支給する。

3 市長は、精神障害者（第1項に該当する者を除く。）の精神病床への入院医療に要する費用について、保険給付が行われた場合において、保険給付の額（保険給付に加え、公費負担が行われた場合には、保険給付と公費負担の合計額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額を医療費として支給する。

（1） 障害等級1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 当該満たない額

（2） 前号に規定する以外の精神障害者 当該満たない額の2分の1に相当する額

4 前3項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例により算定した額（法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（平25条例15・令2条例31・一部改正）

（精神障害者医療費受給者証）

第7条 前条第1項又は第2項の規定により医療費の支給を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、規則で定めるところにより精神障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

（令2条例31・一部改正）

（受給者証の提示）

第8条 前条の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、第6条第1項又は第2項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

（令2条例31・一部改正）

（支給の方法）

第9条 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第6条第1項又は第2項の規定により医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に対して支給することができる。

2 前項本文の規定による支払があったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、受給資格者が医療機関等で医療を受けた場合には、第6条第3項の規定により医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払った費用（同項第2号に該当する受給資格者にあつては、当該費用の2分の1に相当する額）を、受給資格者からの申請により、当該受給資格者に支払うものとする。

（令2条例31・一部改正）

（届出義務）

第10条 この条例により医療費の支給を受け、又は受けようとする受給資格者は、規則で定める事項に変更があったとき又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者は、受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに市長に届け出るとともに、受給者証を返還しなければならない。

（報告）

第11条 市長は、医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(支給額の返還)

第12条 市長は、この条例により医療費の支給を受け、又は受けようとする受給資格者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償の支払を受けたときは、その額の限度において医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(令2条例31・一部改正)

(受給権の保護)

第13条 この条例により医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、医療費の支給について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(高浜市障害者医療費支給条例の一部改正)

2 高浜市障害者医療費支給条例(昭和48年高浜市条例第32号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

(平26条例21・追加)

附 則 (平成20年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第15号) 抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第21号)

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年条例第 5 号）

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 3 1 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。